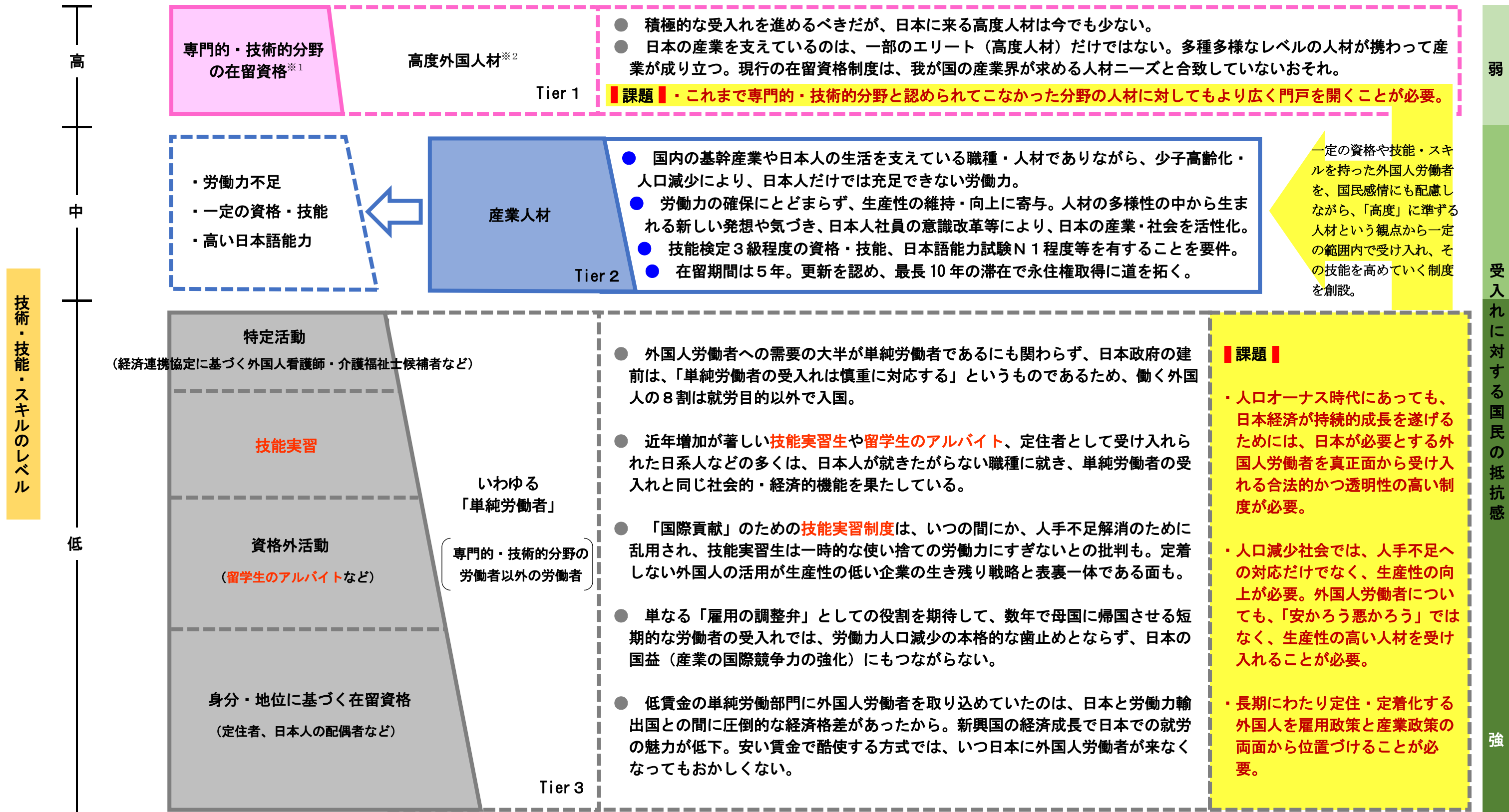


我が国の産業を支える外国人の受入れのための在留資格の見直し ～新たな在留資格「産業人材」の創設～

国家戦略特区への愛知県提案
「外国人雇用特区」

外国人労働者
＜在留資格による分類＞



※1 「教授」「芸術」「宗教」「報道」「高度専門職」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」。

※2 「国内の資本・労働とは補充関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」（高度人材受入推進会議報告書「外国高度人材受入政策の本格的展開を」（平成 21 年 5 月 29 日）

(注1) 「いわゆる『単純労働者』」に区分される「特定活動」「技能実習」「資格外活動」「身分に基づく在留資格」は、我が国での在留者数の少ない順に上から並べたものであり、その順序が技能・スキルのレベルの高低を示すものではない。

(注2) 「受け入れに対する国民の抵抗感」は、「高度外国人材」「産業人材」「いわゆる『単純労働者』」の区分に対応したイメージであり、「技能実習」や「身分・地位に基づく在留資格」などの個別の在留資格に対するものではない。